

会 議 録

会議の名称	第1回藤井寺市空家等対策協議会
開催日時	令和6年8月22日（木）10時00分から11時40分まで
開催場所	藤井寺市役所 3階 入札室
出席者	上田委員、田中委員、林田委員、横島委員、片倉委員、福富委員 波多野委員、阪本委員、岡田市長
会議の議題	空家等の措置について
会議の要旨	①特定空家等の判定について ②特定空家等に対する措置について ③特定空家等の候補案件について
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	—
その他の必要事項	本議題については藤井寺市情報公開条例第6条第1項第1号（個人に関する情報）に該当するため非公開とする。

(事務局 (八尾))

定刻になりましたので、ただいまから第1回藤井寺市空家等対策協議会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。昨年度の委員改選後、第1回目の開催となることから、今回改めて会長を選出させていただきますが、それまでの間、進行を務めさせていただきます藤井寺市都市整備部都市デザイン課長の八尾でございます。よろしくお願いいたします。それでは、協議会終了まで、よろしくお願いいたします。まず初めに、岡田市長より一言ご挨拶申し上げます。

(岡田市長)

みなさん、おはようございます。市長の岡田でございます。第1回藤井寺市空家等対策協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また残暑厳しい折、本協議会にご参集いただき、誠にありがとうございます。昨年12月には、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法が改正され、放置すれば特定空家等になるおそれのある管理不全空家等に対して、市町村長から指導・勧告できる制度が創設されるなど、空家等の除却等の促進にとどまらず、空家等の適切な管理の確保や活用拡大に向けて、空家等対策の総合的な強化を図るものとなりました。昨年度は本協議会を開催する機会がなく、本日が今期第1回目の協議会開催となりましたが、空家対策はこれまで以上に、市にとって大きな課題となっていくものと認識しております。本市としましては、引き続き、空家の削減、また発生の抑制や利活用の促進に取り組み、良好な住環境の確保を図ってまいりたいと考えております。本協議会におきましては、空家の利活用等の施策についても多く議論していただきたいところでございますが、倒壊の恐れのある危険な空家やその他周辺住環境に悪影響を及ぼしている空家が本市にはまだまだ数多くあります。それらの空家周辺にはお困りの市民が多くおられることから、空家の指導や措置を急ぐものが多く、本日の議題も特定空家等に対する指導についてとなることをご理解いただくとともに、委員の皆様それぞれの知識や経験に基づく視点からご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上簡単でございますが、私のあいさつとさせていただきます

(事務局 (八尾))

ありがとうございました。市長のあいさつでも申し上げましたが、空家等対策の推進に関する特別措置法が、令和5年12月23日に法改正され、適正に管理されておらず、そのまま放置すれば特定空家等となる可能性が高い空家を「管理不全な空家」として助言指導、勧告できるようになり、勧告までした場合は特定空家等の場合と同様に、固定資産税の特例措置の適用から除外されることとなります。ただし、特定空家等と同様に管理不全空家等とする場合の基準を作成しなければならないことや特定空家等と判断する前に固定資産

税の特例措置について適用除外されることになるなど、整理する必要がある事項があることから、大阪府との協議や、他の市町村の動向等も踏まえ、法改正に係る部分につきましては検討し、今後、協議会に報告またご意見を頂戴していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと思ます。

—資料確認—

それでは、委員紹介に入らせていただきます。

—委員紹介—

ご紹介させていただきました9名の委員の皆様と岡田市長を併せた10名で本協議会を構成いたします。委員の皆様、よろしくお願い申し上げます。議事に先立ちまして、本日は9名中8名の委員に出席いただいております、過半数の出席となっておりますので、運営要領第4条第2項に基づき会議が成立していることをご報告申し上げます。つづきまして、事務局の紹介をさせていただきます。

—事務局紹介—

以上、事務局でございます。よろしくお願いをいたします。

当協議会は、藤井寺市空家等対策協議会条例及び同規則に基づき設置するものでございます。なお、本条例及び同規則はお手元の参考資料をご参照ください。

(事務局 (八尾))

次に、会長の選出をお願いしたいと存じます。会長の選出につきましては空家等対策協議会条例第3条第2項第2号の学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選により選出することとされておりますが、いかがいたしましょうか。

(上田委員)

事務局案をお聞かせください。

(事務局 (八尾))

昨年度まで会長を務めていただいた田中先生が適任であると思ますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(事務局 (八尾))

皆様にご賛同いただきましたので、会長は田中委員にお願いしたいと思います。田中委員、会長をお願いしてもよろしいでしょうか。

(田中委員)

わかりました。

(事務局 (八尾))

ありがとうございます。それでは田中会長より、一言就任のごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

(田中委員)

引き続き会長職を承ることになりましたので、よろしくお願いいいたします。空家については、藤井寺だけでなく全国的な大きな問題となっており各市町村様々な対策をとられていると思いますが、藤井寺市の特色があると思いますので、皆さんのご意見を伺いまして、問題の解決にむかっていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(事務局 (八尾))

ありがとうございます。それでは、藤井寺市条例第 5 条第 3 項に基づき職務代理の指名をよろしく申し上げます。

(田中委員)

職務代理には林田委員に留任いただきたいと思いますが、林田委員いかがでしょうか。

(林田委員)

はい。

(事務局 (八尾))

ありがとうございます。それでは会長には田中委員、職務代理は林田委員にお願いいたします。藤井寺市空家等対策協議会運営要領に基づき、議事を進めてまいりたいと思いますので、同要領第 4 条第 1 項に基づき、田中会長に議長とさせていただきます。田中会長、議長席へ移動申し上げます。これより田中会長に議事進行をお願いいたします。

それでは、第 1 回藤井寺市空家等対策協議会の会議を始めます。まずこの協議会は原則公開となっておりますが、非公開とすべき案件がある場合は、その都度事務局より報告を受けて、協議会に諮り、非公開の決定をすることとしております。

(田中議長)

会議の公開に関して、本日は非公開とすべき案件はございますか。

(事務局 (八尾))

次第 5 の議題①～③につきましては、個人情報に触れることが考えられるため、個人情報保護の観点から、非公開とすべきであると考えております。

(田中議長)

わかりました。それでは本日の会議については非公開とするということによろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(田中議長)

それでは、議題①の特定空家等の判定について事務局より説明を求めます。

—非公開—

(田中議長)

その他に、意見はございますか。意見が無いようですので、このケースについての協議を終わります。以上で議題①の協議を終了します。それでは議題②に移りたいと思います。それでは議題② 特定空家等に対する措置についてご説明をお願いします。

—非公開—

(田中議長)

その他に、意見はございますか。意見が無いようですので、このケースについての協議を終わります。以上で議題②の協議を終了します。それでは議題③に移りたいと思います。それでは議題③ 特定空家等の候補案件についてご説明をお願いします。

—非公開—

(田中議長)

その他に、意見はございますか。意見が無いようですので、これで終わります。事務局に進行をお返しします。

(事務局 (八尾))

田中会長におかれましては、議長をお務めいただき、ありがとうございました。

—非公開—

以上でございます。本日は、どうもありがとうございました。